

第151期学理公示第8号

2026年7月23日

東京大学教養学部学友会理事会

議長

理事会組織細則の一部を改正する細則の公示について

理事会基本規則第41条第2項第2号により、理事会組織細則の一部を改正する細則を別紙のとおり公示する。

第百五十一期学理総第十二号

理事会組織細則の一部を改正する細則

制定：令和八年七月十九日

施行：令和八年八月一日

第百五十一期学友会理事会決議第十二号

理事会組織細則の一部を改正する細則

理事会組織細則（第百五十期学友会理事会細則第四号）の一部を次のように改正する。

第三条第五号を次のように改める。

五 削除

第四条第七号の次に次の二号を加える。

七の二 総務担当者の任免及び配属に関する議長室の事務を補佐すること。

七の三 総務担当者の募集及び基本的な研修に関すること。

第四条第十四号中「（議長室の所掌に属するものを除く。）」を削る。

附 則

この細則は、令和八年八月一日から施行する。